

第二章 『竹嶋記事』における元禄9～12年の竹島一件交渉

—史料解説をかねて—

はじめに

近世日本では、現在大韓民国領の麟陵島を竹島（または磯竹島）と呼んだ。本報告書にいう竹島一件とは、この竹島（麟陵島）周辺における利権をめぐる17世紀末日朝交渉のことである。そして『竹嶋記事』は、享保11年（1726）、対馬藩士越常右衛門⁽¹⁾によって編集された竹島一件関係史料集である。竹島一件は、元禄6年（1693）に始まり同12年（1699）に終わる事件だから、ほぼ同時代の交渉当事者によってまとめられた記録といえる。現在、独立行政法人国立公文書館内閣文庫に五冊本（請求記号は、和三〇八八九、函号一七八・六五九）と一冊本（請求記号は、和四七九〇二、函号一七八・六五五）が所蔵されている。

その編集にあたっては、まず見出しに相当する数行の綱文を立て、次いで各綱文に関わる史料が編年順に並べられる。綱文もまた編年順に配列される。綱文の立て方・精粗は『竹嶋記事』を通じて必ずしも一貫しているとは言いにくいが、とりあえず綱文だけを拾い読みしても竹島一件のあらましを知りうるようにはなっている。

本報告書では五冊本を対象に、『竹嶋記事』の内容構成を示すために綱文一覧を作成し、また史料の抜粋翻刻を行った。ここでは、それら綱文一覧および史料翻刻（抜粋）の解説を兼ねて、元禄9年から同12年にいたる竹島一件交渉後半期について概観したい⁽²⁾。

第一節 竹島渡海禁令の発令と伝達問題

竹島（麟陵島）は朝鮮人参・大竹などの珍品や良材を産し、また周辺海域からは鮑・海驥などが得られた。15世紀以後、朝鮮王朝の歴代政府は麟陵島の空島化政策をとって朝鮮人の居住・渡航を禁止したから、この島は無人島の如き様態を呈した。一方、一六世紀末葉から一七世紀初頭の時期には山陰各地の日本人が竹島渡海を行って、竹島および周辺海域における利権をめぐって競合した。そうしたなか、寛永2年（1625）に鳥取藩領米子の町人大谷・村川両家が「竹島渡海免許」を得て、右の利権を排他的に確保することとなった。ところが元禄5年（1692）3月、竹島に出漁した大谷・村川の船はそこで多数の朝鮮人漁民と出会い、何らの収穫をも挙げられぬままに帰港した。翌年4月にも竹島で朝鮮人漁民と競合した大谷・村川両家は、二年続けて漁にならなかった。大谷・村川の船は竹島に出漁していた朝鮮人のうち二人を米子へ連れ帰り、鳥取藩家老荒尾修理に善後処置を求めた。これを受け鳥取藩は大谷・村川両家の利権保護を江戸幕府に求め、幕府は対馬藩に対して、竹島への朝鮮人出漁禁止を朝鮮政府に求めるよう命じた。対馬藩と朝鮮政府との交渉は糾余曲折を辿ったのち膠着状態に陥り、元禄8年10月には幼少の藩主にかわって朝鮮外交を担当した元藩主宗義真が江戸参府のうえで幕閣と協議するに到る。元禄9年正月、幕府は、当初の指示とは180度異なって、日本人の竹島渡海を禁じることを命じ、この間の交渉に結論を出した（以上の概略は拙稿「竹島一件の再検討」1～2頁による）。

右に述べた「当初の指示とは180度異なつ」た幕令は、元禄8年12月24日に行わ

れた幕府老中阿部豊後守正武から鳥取藩江戸留守居に対する問い合わせを契機とするものであった。対馬藩は、同じ12月20日の時点でなお、あくまで当初の指示通り朝鮮人の竹島渡海禁止を求める姿勢をとり続けていたから⁽³⁾、あくる正月に、直ちに態度を翻したわけではなかった。

宗義真に同行して江戸に到り、幕閣との協議に直接かかわってきた対馬藩家老平田直右衛門は、元禄9年正月9日、老中阿部豊後守に呼び出され、日本人の竹島渡海禁止の方針について打診を受けた（303—綱文一覧および史料翻刻（抜粋）に付した整理番号、以下同様）。

阿部の見解は以下の通りである（303—1）。阿部が鳥取藩江戸藩邸へ問い合わせたところ、竹島は因幡・伯耆に附属する島というわけではなく、藩領民がそこへ渡海して漁を続けてきたものであるという。もともと朝鮮領であったものを日本領にしたわけでもなく、日本人が住んでいるわけでもない。また竹島までの距離は、伯耆から160里程なのに対して朝鮮からは40里ほどである。とすれば、竹島とは「朝鮮國之鬱陵島」のことであらうか、という。今回の一件は、こちらから問題とはしないほうがよいのではないか。ねじれた関係が解けずに凝り固まってこれまで継続してきた友好関係が断絶するのも良くなかろう。本来は筋の通らない事柄を御威光や武威でもって相手をねじ伏せる様なやり方でこちらの意見を通そうというのも不要なことである。

当初朝鮮人の竹島渡海禁止を求める交渉を命じておきながら、今回日本人の竹島渡海禁止を命じる行為についても、阿部は構わない、という。この一件の解決が重苦しくなるくらいなら、当初の意向と違った結果となっても、軽く解決する方がましだというのである。

阿部は、以上のような基本姿勢で対馬藩に以下の交渉案を提示する。（1）この問題については、日本側からこれ以上問題とはしない、（2）朝鮮から幕府に宛てた返書中の「鬱陵島」の文字を削除する要求を撤回する、（3）日本人の竹島渡海を禁止する幕令を対馬藩から朝鮮側へ伝える、である。

以上の老中見解を江戸藩邸にもちかえった平田は、翌々日阿部のもとを訪れ、対馬藩としての態度決定を伝える（303—3・4）。老中提案に対しては、「今少シ宜敷いたし方も可有之」とも思われるけれども、軽く解決したいという意向にしたがうという。当初と今回と幕府の意向自体がまるで異なるので、対馬藩が朝鮮側に申し入れた内容も異なってしまう（「くい違申氣味御座候」）。けれど、そこを敢えて「まげる」ことにしてみよう、というのである。しかしながら、まるで異なる内容を文章化して正式に通達するわけもいかないから、口頭で伝えることとしたい、ともいう（303—4）。

ここで、文章化してではなく口頭で伝えることとしたい理由を「書簡ニ而申渡候而ハ急度ヶ間敷罷成候間」と対馬藩側は述べる。理由となる「急度ヶ間敷」は、「厳しいようだ、厳重なようだ」ないしは「確実に、どうしても伝えたいようだ」との意となろうか。対馬藩側からすれば、これまでの交渉経過を全面撤回する内容の通達は、できるだけ自藩に不利とならないようにしたかったかのようである。

口頭で伝える相手は、対馬藩主帰国時に合わせて派遣される渡海訳官使である。2月に帰国することとなれば、今年の「秋末冬」には対馬に派遣されてくるはずである（303—10）。正月28日、老中列座で日本人竹島渡海禁令を受けた宗義真は、同令を年末に口

頭で朝鮮側に伝えることを述べ、同時に鳥取藩へは同令の即時伝達を見合させてほしい旨をも述べた。対馬藩から訳官使に伝え終えてからにしてほしいというのである（303—9・10）。日本人の竹島渡海禁令が流布すれば、対馬藩から伝える前に朝鮮側にも知れ渡つてしまうかもしれないから、というのがその理由である⁽⁴⁾。

第二節 安龍福事件

304～403は、安龍福事件の関連記事である。安龍福は、元禄6年に竹島（鬱陵島）で日朝漁民が衝突した際に、人質として鳥取藩領へ連行されたうちの一人である。この事件は、元禄9年5月、安龍福を含む11人の朝鮮人が鳥取藩領へ直接来航したものであり、何らかの訴詔を意図してとも、この年の竹島（鬱陵島）で出合った日本人漁民を排除して朝鮮領を守護する目的でともされる。以下、『竹嶋記事』ではどのように記録されたか、に留意しつつ見てゆきたい。

6月23日、対馬藩江戸藩邸に事件の発生が伝えられた（304）。朝鮮人が、隠岐へ来航して因幡に訴詔事案があると告げたのち、鳥取藩領に到った。鳥取藩は朝鮮語通詞派遣を幕府に要請し、老中大久保加賀守は対馬藩に対し朝鮮語通詞の派遣を指示した。

幕府では訴詔内容を明瞭に把握できなかつたし、事件の処理方法についても明確ではなかつた。6月23日、老中大久保加賀守は鳥取藩江戸留守居に対し、どうしても鳥取藩に訴えたいことがあると朝鮮人が言っている以上、鳥取藩で訴えを取り上げざるをえまいとしていたが（304—1）、翌24日には、訴えの如何に関わらず長崎奉行所以外では取り扱わない原則だから長崎へ行かせること、もし長崎へ行かないのであれば帰帆させるように（304—5）、と指示を改める。そして7月24日に鳥取藩へ与えた最終指示では、朝鮮人の訴詔は取り上げないので鳥取藩領からただちに追い返すように、と変更された（304—6・7）。

安龍福一行と直接対峙した鳥取藩では、訴詔内容がどの程度まで把握できていただろうか。対馬藩江戸留守居鈴木半兵衛が鳥取藩江戸留守居吉田平馬に尋ねたところ、「朝鮮人アンヒチヤク諸事案内をも能存、大形日本言葉を申候、訴訟之儀者其元様之儀ニ而御座候様ニ聞へ申候」という（304—2）。鳥取藩の取調べでは、訴詔は対馬藩と関わりのあるもののように聞こえる、という。「アンヒチヤクを先年竹島江参候節御国元朝鮮ニ而しはりなとハ不被成候哉、左様之事共申、兎角何角と其元様之事を申候」ともする（304—2）。元禄6年に入質として連行・送還された際に、対馬藩では縛られたりしたというようなことを再三述べている、というのである。この範囲で考える限りでは、安龍福の来航目的は、先回の送還時に対馬藩から受けた冷遇に対する不満を訴えたかった、ということになる。そして鳥取藩は、朝鮮語通詞の派遣を要請したくらいだから、いかに安龍福が日本語を知っていたとしても、それ以上の詳細は分からなかつた。

また鳥取藩は、実際には儒者辻晩庵を派遣して筆談に努めているが、老中に対しては、筆談をすれば訴詔を受け付けたことになるから筆談はしない、と述べたという（304—2）。幕府に対する鳥取藩は、言葉が分からぬから事情が分からぬ、という建前をとつた。

したがって幕府では、何らかの訴詔目的で来たという以上には事情が把握しきれなかつ

たように見える。安龍福が持参した「公方様へ差上候書物、或因幡領主江被差出候書物」は、鳥取藩江戸留守居の手元にあった（304-8）。それら書物の内容も不明だが、「夫共ニ何事も取上不申候」というから、その内容は、幕府や鳥取藩が即座に対応すべき事柄ではなかったものと推測される。

対馬藩は安龍福の訴詔目的をどう判断しただろうか。6月24日、老中阿部豊後守用人三沢吉左衛門に対し、対馬藩江戸家老大浦忠左衛門は、元禄6年の冷遇問題が主たる目的であろうことを述べる（304-11）。しかし同時に、先に出た日本人竹島渡海禁令を未だ朝鮮側に伝えておらず、かたちの上では問題が未解決に放置されている時期の訴詔であるだけに、竹島一件に関わる訴詔と邪推できる余地もあった。

仮に竹島一件に関わる訴詔だったとすると、どうなるだろうか。宗義真は次のように述べる。既に朝鮮側が納得いくであろう日本人竹島渡海禁令が幕令として出たにもかかわらず、まだ朝鮮側に伝えていない。もしここで安龍福の訴詔が竹島一件にかかるものであり、こうした訴詔を受け付けたとすると、朝鮮側は、日本人竹島渡海禁令を安龍福の訴訟行為によってかちとったと誤解するに違いない。すると、今後日朝間で係争が生じるごとに直接来航して訴訟をし解決を図る者も現れるだろう。それでは、日朝間を取次ぐという対馬藩の存在意義を大きく損なうこととなる（305-5、第1条）。朝鮮から日本へ何らかの用件がある場合には対馬藩を通して行うのであって、他国に直接かけあつたりしないという約束なのだ。だから他国に出かけて行って訴訟するなどという先例は無い（305-5、第9条）。

したがって安龍福一行は以下のように処置されるべきとなる。まずもって訴詔を聞かずして鳥取藩領から直ちに帰帆させること（第一案）。もしそれができなければ長崎奉行所へ送り届け、訴詔を受け付けないままに本国送還の手順をすすめること（第二案）。訴詔を聞かざるを得なければ、対馬藩が、以酌庵立ち会いのもとで聞き、幕府へ報告する（第三案）（305-5、第11条）。7月23日、この方針をもって老中阿部豊後守・大久保加賀守に働きかけた結果が、翌24日、安龍福一行を即座に追い返すべしとする鳥取藩への最終指示となった。

ところで鳥取から即刻追い返す方針への転換がなされるまでの一ヶ月は、長崎へ移送する方向で準備が進められていた。そのためにも必要だった朝鮮語通詞には、7月7日、対馬藩国元で加勢藤五郎・諸岡助左衛門が選ばれ、彼らは対馬から鳥取を目指した（305）。これら通詞に対し、対馬藩は、江戸藩邸の指示があるまで朝鮮人と対談しないこと、鳥取藩役人から竹島について聞かれても答えないこと、心得として命じた（305-3）。

安龍福一行が8月5日に鳥取藩領を出航したことは、同14日、対馬藩江戸藩邸へもたらされた（402）。対馬藩国元から派遣された通詞たちは、8月18日、鳥取藩領用瀬村まで到ったところで安龍福一行の帰国を知った（403）。訴訟内容を具体的に知ることはできなかつたが、対馬藩の懸念が振り払われるかたちで安龍福は姿を消したのである。

第三節 竹島渡海禁令の伝達と東平行一件

元禄9年10月16日、対馬藩国元屋敷で宗義真は渡海訳官使と対面し、その場で竹島

渡海禁令の内容を口頭で伝え、同時に安龍福事件発生に対する抗議もまた同様にして伝えられた（404）。口頭で伝えられたのは、幕府からそうするようにとの指示があつたためと説明した（405-3）。これらの内容は最終的には別々の口上書として手渡され（404-1、405-3）、訳官使側が和文だけでは理解が十分でないとしたため真文二通もまた交付された（404-2）。しかしながら口上書二通・真文二通のいずれも差出・宛先や日付を欠き、正式の書翰ではなかった。にもかかわらず、対馬藩は、これらの伝達に対する朝鮮政府から正式の返翰を要求した（「此為御礼從礼曹此方迄書翰可被差渡候」、404-1）。

あくる元禄10年（1697）正月10日、渡海訳官使は朝鮮に帰着した（406）。護送のため同行した裁判高瀬八右衛門は、同22日と24日、東萊府使や王府に戻る訳官使に対し、早々に朝鮮政府から返翰をもたらすよう督促を繰り返した（406-2・3）。高勢は返翰の届くのを倭館で待機し続けた。

朝鮮政府からの「竹島之儀ニ付謝礼之書簡」は、4月27日、東萊府まで届き、高勢八右衛門のもとに写がもたらされた（407）。高勢は返翰内容に関わって直ちに三つの問題点を指摘し、国元家老に宛てて報告した。第一に、本来まったく性質の異なる「竹島御礼」と「因幡江朝鮮人參候儀」の二つの内容がまとめて記載されて一紙とされていること（407-3）。第二に、返翰中に使用された字句のうち「我国鬱陵島」「貴州始錯」「諸奉行」の三つは不適当であること（407-4）。そして第三に、第一の問題の背景には、そもそも竹島渡海禁令や安龍福一件を訳官使に伝える際に口頭で済ませたことがあったこと。書翰なしに口頭だけでなされた伝達に対して書簡で返答する必要があるのか、とする議論さえ朝鮮政府にあったというのである（407-5）。

上記報告に接した国元家老は、5月2日付で高勢に対し、口頭で伝達せよというのは幕府命令であり、幕府がなぜ口頭で伝えよとしたのかは不明だと述べた。また、安龍福事件に関しては敢えて返答を求めてはいないので、書中に記載があっても無くても構わない、とした（407-6）。つまり高勢の指摘する第一点・第三点の二つは不問にして構わない、というのである。問題は返翰で使用された字句に絞られた。

5月11日、館守唐坊新五郎・裁判高勢八右衛門は訓導・別差を倭館に招き入れ、返翰の書き直しを申入れた（407-9）。訂正を求めたのは、①「貴州諸奉行文字備悉委折矣」・②「鬱島之為我地輿図所載」・③「貴州始雖錯認」・④「約条より外之使者之儀」の四ヶ所であった。これに対する東萊府からの返答が同14日になり（407-10）、同日、倭館側から再度申し入れがなされた（407-11）。結局、同23日、東萊府から朝鮮政府に対し返翰の書き直しが提案されることになった（407-12）。

7月21日、書き改められた書翰（改撰返翰）が東萊府まで届けられた（501）。問題とされた四ヶ所（先の①～④）のうち、③が削除され、①の「貴州」が除かれただけだった。そのため、残された部分の改訂について、訓導・別差を介して倭館と東萊府との間での折衝が継続される。この場で倭館側が繰り返し主張するのは①②の削除であったから、④もまた不問とされていったかのようである。

9月10日、改撰返翰について国元家老中からの意見が倭館に届いたが、ここでは②の削除に力点が置かれている（501-3）。はじめ「貴州諸奉行文字備悉委折矣」とされて

いたものが「諸奉行文字備悉委折矣」と改まったが、依然として「諸奉行」の字句が残されている。対馬藩側は、どうしてもこの「諸奉行」以下の字句を削除したかった。理由は以下のように説明される。

この部分は、竹島渡海禁令を渡海訳官に伝達する際に、口頭だけでは不十分だと訳官側要求に基づき、対馬藩が非公式な「口上書」を作成して手渡したことと関わっている。本来の幕府命令は口頭で伝達せよとのことであり、藩側の文書作成は幕府の指示から外れた行為だ、というのが対馬藩側の理解である。したがって、返翰は最終的には幕府に提出する以上、そこに、対馬藩が幕命を逸脱したと分かる記述は書いてほしくない、というのである（407-9）。

ところで、この時期に「東平行一件」とも称しうる倭館闖出事件が発生する⁽⁵⁾（503）。事件のあらましは、8月29日付で国元家老中へ知らされたものによると次の如くである（503-1）。

返翰改撰要求に対する東萊府使の対応が鈍いため少々刺激を与える必要があるとして、8月17日以来、館守の指示で日本人を倭館から外出させた。17日は馬乗どもを5人・3人ずつ外出させたが何ら問題もなく帰館した。20日も馬乗りどもを外出させ釜山浦道まで行かせたが、この日も問題なかった。21日、倭館を出て「とつへき（東平）」へ向かった釜山浦への道筋で、御鉄砲市右衛門が、朝鮮人に石で頭を打たれて死んだばかりか刀・脇差をも奪われる事態となった。そこで倭館側は釜山僉使に対し殺害犯の引き渡しを要求し、とりあえず朝鮮人3人を人質として倭館に連行した。

返翰改撰要求に対する東萊府使の対応が鈍い、というのは倭館側の心証であったが、東萊府側からすれば朝鮮政府中央の反応が鈍いのであって、東萊府使は再三にわたって改撰要求を繰り返したという。朝鮮政府は、こうした東萊府使の行為を日本人の要求に屈服したものと見て良しとせず、東萊府使の更迭に踏み切った（503-6）。また倭館闖出事件は裁判高勢八右衛門の指示によるものと見、裁判が交代しない限り朝鮮政府は新たな返翰の交付はしない、ともした。これらは11月16日に東萊府から倭館に知られ、新任の東萊府使が着任するまでは返翰問題は凍結されることとなった。

元禄11年（1698）正月に新たな東萊府使が着任し（504）、同19日倭館館守は大庁で東萊府使と対面した。そこでは、「諸奉行」以下の文字を削除した返翰の発給を早急に朝鮮政府に要請するよう求めるとともに、倭館闖出事件の責任は裁判のみならず館守を含めた倭館全体にあることを述べて理解を求めた。しかしながら、2月23日に訓導・別差からもたらされた話によると、朝鮮政府中央は、裁判高勢八右衛門が倭館滞在中は返翰を発給しない、と述べたという（505-1）。そのため高勢をいったん帰国させることとし、高勢は3月4日に倭館を後にした（505-4）。再度書き改められた返翰は、4月4日にもたらされ（506）、同13日、一代官平山九左衛門によって対馬府中へ運ばれた（506-5）。

第四節 竹島一件の最終的決着

対馬府中にもたらされた返翰は、家老平田直右衛門を使者として、元禄11年6月に江

戸へもたらされた（507-1）。返翰に示された謝意がいささか薄いかの印象があつたが、これ以上とやかく問題をこじらせるのも得策とは思えなかつた。また、薄礼となつた背景には、本来朝鮮領である竹島（鬱陵島）を日本側がそのように認定したところで当然だ、とする意識が朝鮮政府にあるからだろう、と推測された。もっとも、朝鮮領であるはずの竹島（鬱陵島）を朝鮮政府が放置していたから今回の問題が生じたのであって、この点は朝鮮側の落ち度（「朝鮮國不念之儀」）なのだという（507-7）。7月21日、老中阿部豊後守は、もたらされた謝書を將軍に伝達することを述べ、「朝鮮國不念之儀」については捨て言葉にでもして伝えれば良い、とした（507-10）。幕府レベルでは、元禄6年5月の交渉開始命令にはじまる竹島一件交渉は、この元禄11年7月をもつて一応の決着をみることとなつた。

平田直右衛門は7月25日に江戸を発ち、9月2日に対馬府中へ帰着した（507-12）。元禄12年正月、朝鮮政府からの「竹島謝書」を幕府に伝達したことを朝鮮側に伝えるために、阿比留惣兵衛が使者として倭館に派遣されることとなつた（508）。朝鮮側へは同時に、今回の問題の発端が「元来竹嶋之儀貴國より數年被捨置、其上段々不念成儀有之故八十余年日本人渡り來候故」という朝鮮側の「不念」にあるのだとする口上書が準備された（508-2）。惣兵衛は、3月20日に朝鮮に着船する（508-3）。翌21日に館守は訓導・別差を招いて口上書を伝え、対馬藩・朝鮮政府間の竹島一件もここに終息をみた。

同年10月、対馬藩江戸家老大浦忠左衛門は老中阿部豊後守のもとを訪ね、対馬藩としても一件交渉の終わったことを報告した（509）。

おわりに

近世の日朝交渉は対馬藩が介在するところから様々な特徴や問題を生み出すこととなつた。元禄9～12年の時期における交渉は、対馬藩側の思惑が絡まつたところからねじれが生じている。元禄9年正月28日付で発令された日本人竹島渡海禁令は、対馬藩の意図とは乖離した内容であった。出された決定を直ちに朝鮮側へ伝えようとせず、その年10月まで放置した背景には、幕令に対する違和感があつたろう。同様に、右の幕令内容を、文書ではなく口頭で伝えたいと希望したのも対馬藩側である。日朝間の交渉に際して口頭での確認だけでは効力がないというのは、かつて瀧六郎右衛門が「口上斗ニ而者後々之証拠ニ不罷成」（301-10）と述べたように、対馬藩士自らが言明していることがらでもある。にもかかわらず口頭で伝えたいとしたからには、そこにはことを明確に伝えたくない思惑が潜んでいる。

ところで、日本人竹島渡海禁令を口頭伝達で済ませたいとの主張は対馬藩側からの提案であったことは明確である（303-4）。にもかかわらず、朝鮮からの返翰に問題を生じたのはそもそも口頭伝達であったが故に生じたものだと高勢八右衛門が指摘し（407-5）、口頭伝達は幕令であり、その意図は不明だと国元家老は述べる（407-6）。ここには、交渉経過が藩内で十分に共有されていない様子がうかがえる。

類似のことがらは、鳥取藩領に来航した安龍福一行をどう取り扱うかについての幕府方針が二転三転したところにも見いだせる。鳥取藩に対して訴えに来たのだから鳥取藩で受

けねばならないなどという老中発言（304—1）は、先例や機構の存在を無視した暴論に近い。

ところで、安龍福事件に対する対馬藩の評価は、もっぱら自藩の役儀との関連から捉えられている。先行研究の多くはこの事件を領土問題の観点からのみ捉える悪弊があるが、『竹嶋記事』の記録による限り、そうした捉え方は一面的である。

『竹嶋記事』の記述だけに頼るのは危険だが、先行研究はこの史料を存外に活用していない。この史料をも併せ考えながら17世紀末の日朝交渉をいっそう深く分析することが可能だと思われる。

注

- (1) 越常右衛門については、田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』（慶應義塾大学出版会、1999年）116～122頁を参照。
- (2) 元禄5～9年の一件交渉については、別稿「竹島一件の再検討—元禄六～九年の日朝交渉」（『名古屋大学文学部研究論集』史学47、2001年）で明らかにし、本報告書第一章に収録した「解体期冊封体制下の日朝交渉」でも触れた。
- (3) 拙稿「竹島一件の再検討—元禄六～九年の日朝交渉」19頁
- (4) 鳥取藩政史料『在府日記』（鳥取県立博物館）元禄9年正月28日条によれば、この日、鳥取藩江戸留守居吉田平馬が老中戸田山城守のもとに呼び出され、竹島渡海禁令の奉書を受けている。
- (5) 一件史料として、対馬藩政史料『元禄十年丁丑八月 日、東平行ニ付釜山ニ而喧嘩、則右之意趣御国江申上口上、東萊と接待仕、御国江申上候状扣、唐坊新五郎（朱）「八番』（長崎県立対馬歴史民俗資料館、記録類、朝鮮関係P1(1)) がある。